

財 産 差 押 公 示 書

滞 納 者	住 所 ( 所 在 地 )				
	氏 名 ( 名 称 )				
差 押 財 産	名 称	数 量	性 質	所 在	登記登録番号
差 押 年 月 日	年 月 日				
公 示 書 掲 示 の 場 所					
差 押 庁	美 唄 市				
備 考	<p>上記の財産を差し押さえました。          なお、この公示書を損壊した者は、刑法第96条の規定により、3年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。報酬を得、又は得させる目的でこの公示書を損壊した場合は、刑法第96条の5の規定により、刑が加重されます。          (根拠法令一国税徴収法第60条第2項、第71条第5項、同法施行令第26条、第32条)</p>				